

地域	サウジアラビア
日付	2022年4月1日
法律事務所	Omar Alrasheed Law Firm
役職名、氏名	Reed Runnels Mashaal Al Qhatani
連絡先	+966.11.464.6777 rrunnels@alrasheedlaw.com mashaal@alrasheedlaw.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

個人情報保護法 (PDPL) は、サウジアラビア王国初の包括的な情報保護法です。この法律は、個人情報の収集、処理、開示、保持を規制することにより、個人情報を保護することを目的としており、シャリア法の下で概説されているプライバシーと個人情報に関する一般原則に優先します。

なお、PDPL は当初 2022 年 3 月 22 日に施行される予定でした。しかし、様々な利害関係人 (PDPL 施行規則案の公聴会に参加した個人、公共・民間団体を含む) から法律案に対する反応があったため、サウジデータ人工知能庁 (「SDAIA」) は、施行日の 1 日前に、施行を 2023 年 3 月 17 日まで延期しました。PDPL の発行から 180 日以内に施行規則が公布される予定です。

PDPL は SDAIA を 2 年間主務官庁として任命し、その後、監督官庁は国家データ管理局に移管される可能性があります。

なお、PDPL は、発効日 (2023 年 3 月 17 日) から 1 年間、企業がコンプライアンスを達成するための猶予期間を設けています。したがって、完全な施行は 2024 年 3 月まで延期されており、事業上の懸念に対応するためのさらなる改正のための時間となるはずですが。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称:

個人情報保護法(PDPL)は、ヒジュラ暦 7/2/1443H 付け(2021年9月14日付け)決議第98号を承認するヒジュラ暦 9/2/1443H 付け(2021年9月16日付け)勅令 M/19により施行され、2021年9月24日に官報上で公開されました。

URL:

<https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/b7cfae89-828e-4994-b167-adaa00e37188/1?ref=twitter>

なお、PDPLの正式な英訳はまだありません。

① 「個人情報」の定義	出所や形態を問わず、特定の個人を知ることにつながる、または直接・間接的に特定できるすべての記述で、以下を含みます。 氏名、個人識別番号、住所、連絡先、免許証番号、記録および個人資産、銀行口座・クレジットカード番号、個人の静止画または動画、その他個人的な性質を有するデータ
② 法律の適用範囲	PDPLは、「個人データ」、すなわち、形式を問わず、それによって直接または間接的に個人を特定することができるあらゆる情報を保護することを目的として設計されています。個人データには、個人の氏名、身分証明書番号、住所、連絡先、写真、ビデオ録画などが明示的に含まれます。PDPLは、個人的および家族的な使用のための個人データの処理には適用されません。 また、「センシティブ個人データ」も保護されています。センシティブ個人データは、自然人の民族的または種族的出身、政治的または哲学的意見または宗教的信条、犯罪またはセキュリティ記録、生体データ、遺伝子データ、健康データ、信用データ、位置データ、個人の両親またはその一方が不明であることを示すデータを直接的または間接的に明らかにするものです。
③ 地理的範囲	この法律は、王国内で行われるあらゆる個人データの処理に適用され、王国外のあらゆる当事者による、あらゆる手段での、王国内に居住する個人に関連する個人データの処理を含みます。故人またはその家族が具体的に知られることになる場合には、故人のデータも対象に含まれます。

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsOfPersonalData.htm>

(a) 収集制限の原則：
上記法律に規定されています。

(b) データ内容の原則：
上記法律に規定されています。

(c) 目的明確化の原則：
上記法律に規定されています。

(d) 利用制限の原則：
上記法律に規定されています。

(e) 安全保護の原則：
上記法律に規定されています。

(f) 公開の原則：
上記法律に規定されています。

(g) 個人参加の原則：
上記法律に規定されています。

(h) 責任の原則：
上記法律に規定されています。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

サウジアラビア政府は、国家改造計画(NTP)が概説するとおり、政府機関の統合を進めるとともに、データおよび情報の共有に柔軟性を持たせることを目指しています。それに伴い、サウジアラビア政府は、セキュリティの向上、データオーナーシップの確保、個人情報のローカライズを目的として、データセンターを国内設置しユーザデータを国内保存するプラクティスを次第に支持するようになっています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

サウジアラビア・データ&人工知能局(SDAIA)

電子メール: info@sdaia.gov.sa

ウェブサイト: sdaia.gov.sa